

議案第 33 号

石岡市保育所条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市保育所条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

令和 5 年 3 月 31 日をもって、保育所送迎バスを廃止するため。

石岡市保育所条例の一部を改正する条例

石岡市保育所条例（平成17年石岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「保育料等」を「保育料」に改め、同条第4項を削る。

第6条（見出しを含む。）中「保育料等」を「保育料」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。